60008

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年　４月　１日　至　令和７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　いそべ整形外科医院

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人
□ 出資額限度法人　■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県宇部市松山町１丁目８番２３号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成　２年１２月　１日

(4) 設立登記年月日　　平成　２年１２月２５日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関ｺｰﾄﾞ又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人社団 いそべ整形外科医院	3510212792	山口県宇部市松山町１丁目 ８番２３号	な　し

（２）当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月２１日　　令和　５年度決算の決定

令和　７年　３月１５日　　令和　７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団　いそべ整形外科医院

所在地　山口県宇部市松山町１丁目８番２３号

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和７年３月３１日現在）

１．資　産　額	126,487	千円
２．負　債　額	4,373	千円
３．純　資　産　額	122,114	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流　動　資　産		88,150
B　固　定　資　産		38,337
C　資　産　合　計	（A＋B）	126,487
D　負　債　合　計		4,373
E　純　資　産	（C－D）	122,114

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団　いそべ整形外科医院
所在地　山口県宇部市松山町１丁目８番２３号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和７年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	88,150	Ⅰ 流動負債	4,373
Ⅱ 固定資産	38,337	Ⅱ 固定負債	
1 有形固定資産	37,994	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	330	負債合計	4,373
3 その他の資産	13	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 出資金	9,000
		Ⅱ 積立金	113,114
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	122,114
資産合計	126,487	負債・純資産合計	126,487

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名	医療法人社団　いそべ整形外科医院
所在地	山口県宇部市松山町１丁目８番２３号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和６年４月１日　　至　令和７年３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	71,015
２　事業費用	90,642
本来業務事業損失	19,627
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	19,627
Ⅱ　事業外収益	1,786
Ⅲ　事業外費用	
経常損失	17,841
Ⅳ　特別利益	59
Ⅴ　特別損失	60
税引前当期純損失	17,842
法人税等	
当期純損失	17,842

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　いそべ整形外科医院
理事長　磯部　輝雄　　殿

私（注１）は、医療法人社団　いそべ整形外科医院の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月20日
医療法人社団　いそべ整形外科医院
監事　西村　俊枝

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。